令和８年度第２回袖ケ浦市介護保険運営協議会議事録（書面開催）

１　開催日時　　・書類発送：令和８年９月３０日
・回 答 書：令和８年１０月１４日までに委員全員から受領

２　出席委員（回答いただいた委員）１５名（委員全員）

会　長	杉浦　弘樹	委　員	中村　武仁
副会長	大熊　賢滋	委　員	石井　美喜男
委　員	安部　紀孝	委　員	望月　英太郎
委　員	井上　裕二	委　員	松並　秀年
委　員	矜田　稲子	委　員	石川　尚子
委　員	井村　紀子	委　員	佐々　美穂
委　員	山本　賀奈惠	委　員	岡嵜　圭次郎
委　員	栗林　典代		

３　出席職員（対応職員）

福祉部長	田中　敦則
高齢者支援課長	重田　裕子
高齢者支援課管理班長	渡辺　徳人

４　議題
議題（１）袖ケ浦市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画の素案について

回　答　数	１５名
質問、意見等	・認知症に関する認知度の低さが、想像していた以上であったことに驚いた。 ・認知症基本法の成立についてはまだしも、相談窓口を知らない方が多いことが意外だった。 ・介護保険制度が広く知られるようになり、地域包括支援センターも各地域に設置されたが、やはり当事者にならないと目には留まりにくいものだと感じた。 ・認知症サポーター養成講座についても、どのような年代や立場の方が多く受講しているのか、気になった。 ・学生や金融機関・郵便局等の職員だけでなく、一般市民が気軽に受講できる機会や仕組みを設け、それを広く周知することで、認知症への理解や相談窓口の認知度向上につながるのではないかと感じた。

	・市が実施している介護従事者への研修費補助制度は、たいへんありがたく感じている。一方、現場では求人を出しても応募がないなど、人材確保そのものに苦慮しているのが実情である。処遇改善加算を活用しても、給与や賞与など待遇面で一般企業との差を感じることもあり、研修支援に加え、新たな人材の確保につながる取り組みも重要だと感じている。

議題（２）介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について（報告）

袖ケ浦市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画の基本理念について

議題（1）資料1－1

第９期計画の基本理念は、令和２年度に策定した総合計画の基本構想に掲げる将来の姿「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」を高齢者福祉の視点から実現するため、これまで掲げてきた理念と進めてきた取組を踏まえ設定されたものです。

第１０期計画の計画期間は令和９年度から令和１１年度までであり、第９期計画同様に基本構想の計画期間と重複していることと、令和８年度からの後期基本計画の目指すまちの姿に「ふれあいとささえあい」を追加したことを踏まえ、第１０期計画における基本理念については、第９期計画のものを承継することとします。

【現行の基本理念の設定の考え方】

市が目指す将来の姿

「市が目指す将来の姿」は、基本構想の目標年次である令和 13 年度までに市が実現を目指す将来のまちの姿を示したものです。

市が目指す将来の姿（基本構想）

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦

後期基本計画の位置付け

後期基本計画は、基本構想に掲げた市が目指す将来の姿である「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」を実現するため、本市が取り組むべき具体的な施策について、方向性や目標などを体系的に示したものです。

第１章　**未来を育む、安心と希望のまちづくり**【子育て・健康・福祉】

５．高齢者福祉

【目指すまちの姿】

地域の実情に応じた介護予防の取組や生活支援サービスの充実などにより、ふれあいとささえあいの中で、高齢者がいきいきと安心して生活することができています。

【施策の方向性】

（１）介護予防と健康づくりの推進　　（２）住み慣れた地域での生活支援

（３）地域で支え合う仕組みづくりの推進

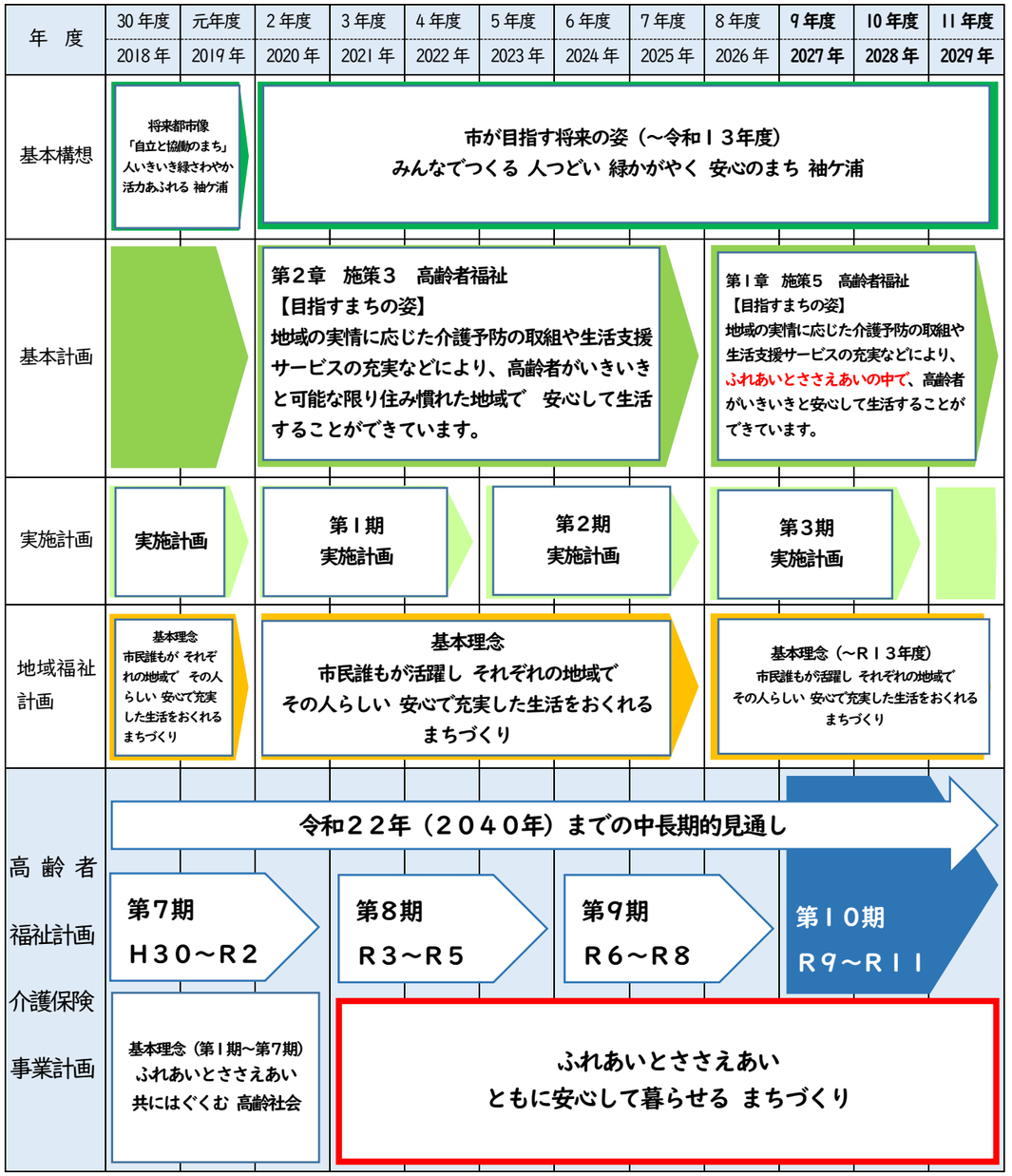
【地域福祉計画 基本理念】

市民誰もが活躍し それぞれの地域で その人らしい 安心で充実した生活をおくれるまちづくり

基本理念

ふれあいとささえあい ともに安心して暮らせる まちづくり

【関係計画の概要】



「袖ケ浦市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画（令和９年度～令和 11 年度）」に向けた課題の整理

議題（１）資料１－２

第９期計画【現計画】の目標	第９期計画【現計画】進捗状況	主なアンケートの調査結果	国の新たな方向性 ※第 10 期介護保険事業計画の基本指針（案）より	課題の整理
基本目標１ 介護予防と 健康づくりの推進 【施策の方向性】 １ 介護予防・ 重度化防止の推進 ２ 健康づくりの推進	・介護予防・重度化防止の推進において、「介護予防・生活支援サービス事業」を推進し、人員等の基準を緩和した訪問型サービスＡの利用者が延べ 48 人、専門職による短期集中サービスＣの利用者が計 60 人、ボランティア等の住民主体による生活・移動支援を行う訪問型サービスＢ・Ｄの利用者が延べ 2,497 人、通所の場を提供する通所型サービスＢの利用者が延べ 4,096 人となり、住民主体の支援活動団体数は 16 団体、生活支援コーディネーターの相談等対応件数は 288 件に達しました。 ・健康づくりの推進において、「後期高齢者健康診査等の実施」を進め、個別および集団検診を通じて対象者 9,500 人のうち 4,827 人が受診し、受診率は 50.81%となったほか、個別で実施した 76 歳歯科口腔健診では、対象者 1,017 人のうち 120 人が受診し、受診率は 11.8%となりました。	・【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問８】過去１年間に転んだ経験がありますかについて「何度もある」「１度ある」を合わせた“ある”の割合は 37.0%となっています。 ・【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問９】転倒に対する不安で“不安である”の割合が 61.8%であり、80 歳以上から“不安である”が大幅に増える傾向にあります。 ・【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問 13】「外出を控えている理由」では、「足腰などの痛み」の割合が 58.1%で最多であり、「トイレの心配」の割合が 20.9%で高値であります。 ・【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問 15】BMI において「やせ」6.8%「標準」64.9%「肥満」23.2%であり、年齢別にみると年齢が下がるほど「肥満」の割合が高い傾向があります。総合事業対象者では「肥満」の割合が 30.5%で高値であります。 ・【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問 42】「オーラルフレイルについて」“知らない”が 48.3%、“内容は分からない”を足すと 69.8%であり、認知度が高くない状況とみることができます。 ・【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問 28、28-4】「百歳体操」では、“参加していない”の割合が高く 87.2%。年齢別で見ても、年齢が下がるほど、“参加していない”の割合が高くなる傾向があります。「百歳体操に参加していない理由」では、“知らなかった”24.7%“活動団体の情報がわからない”12.9%、年齢が上がるほど、“活動団体の会場が遠い”年齢が下がるほど“活動団体の情報が分からない”が多くなる傾向にあります。	・地域包括ケアシステムの深化・推進及び地域共生社会の実現に向け、自立支援、介護予防・重度化防止の推進を図ることが重要とされています。 ・各年度における介護サービス及び地域支援事業の量の見込みを定めるとともに、2040 年を見据えた中長期的なサービス需要等を踏まえ計画策定を行うことが求められています。	過去１年間の転倒経験者は 37.0%であり、転倒経験は年齢があがるほど増加し、６割以上が転倒に不安を抱いていることが伺えます。足腰の痛みや排泄への懸念から外出を控える動きがみられ、閉じこもり防止や身体機能の維持に向けた支援が課題となっています。 また、年齢が下がるほど肥満傾向が高く、総合事業対象者では 30.5%に達するほか、高血圧などの生活習慣病について懸念されます。若年高齢期からの生活習慣病予防や早期の健康づくり対策が不可欠です。 さらに、オーラルフレイルを知らない・内容が分からない層が 69.8%を占めており、認知度が高くないことによる口腔環境の悪化から、低栄養又は一方で肥満傾向、身体機能のフレイルにもつながる恐れがあり、オーラルフレイル予防対策が必要です。 介護予防の取組である百歳体操については、ニーズ調査において 87.2%が未参加であり、周知不足や会場までの移動手段が阻害要因となっています。対象年代に応じた情報発信の充実や、身近な地域で参加しやすい環境整備を推進していく必要があります。
基本目標２ 住み慣れた地域での 生活支援 【施策の方向性】 １ 相談支援体制の充実 ２ 生活支援サービスの充実 ３ 介護保険サービスの充実 ４ 在宅医療・介護の連携 ５ 安心して暮らせる まちづくり ６ 権利擁護施策の推進 ７ 介護人材の確保・ 定着支援	・相談支援体制の充実において、家族介護教室を６回開催し 133 人が参加しました。 ・生活支援サービスの充実において、在宅の要介護１以上の高齢者を介護する家族 858 人に紙おむつ等の現物支給を行いました。 ・介護保険サービスの充実において、相談員２人体制による在宅訪問を再開し、施設訪問 614 件、在宅訪問 315 件を実施しました。 ・在宅医療・介護の連携において、連携推進協議会を３回、多職種協働による事例検討会や研修を３回実施しました。 ・安心して暮らせるまちづくりにおいて、ひとり暮らし高齢者等に救急医療情報キットを配布し、累計配付数は 1,318 人に達しました。 ・権利擁護施策の推進において、認知症高齢者等の生活を支えるため日常生活自立支援事業で新規に 29 件の利用契約を締結しました。 ・介護人材の確保・定着支援において、介護保険事業所等に対し電子申請・届出システム移行に向けたアンケート調査や集団指導を実施しました。	・【介護保険・高齢者福祉に関する調査（要介護３・４・５対象） 問 11】今後の生活に必要と感じる支援やサービスは何ですかについて「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合は 48.6%、「配食サービス」は 34.3%となっています。 ・【介護保険・高齢者福祉に関する調査（要介護 1.2 問 25.26】介護について不安・悩みありが 67%超と高くなっています。不安や悩みの内容としてストレス・精神的負担が大きいことが 67.5%となっています。 ・【介護保険・高齢者福祉に関する調査（2 号保険者）問 14】介護に関し市に望むことで家族の介護負担を軽減するための施策・事業が 68.5%、制度のしくみや利用方法についての情報提供の充実が 61.1%、ケアマネや事業所に関する情報提供の充実が 51.9%とそれぞれ半数を超えています。 ・【介護サービス事業者調査 問８】事業者が事業を運営する上で問題となっていることは何ですかについて、「人員が不足している」の割合が 47.8%と最も高く、次いで「新規職員の確保が難しい」の割合が 34.8%、「運営費がかさむ」、「事務作業が多い」の割合が 30.4%となっています。	・地域包括支援センターの体制整備に向け、介護予防ケアマネジメント業務の効率化や適切な委託の活用等を進めるとともに、機能強化を図ることが示されています。 ・介護人材の確保・定着を図るとともに、事業者間の協働化や大規模化等による経営の安定化・効率化を進め、地域における介護サービス提供体制を維持・確保することが求められています。 ・介護現場の職場環境改善に向けて、ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーによる生産性向上、及び文書負担の軽減等の取組を推進することが示されています。	要介護 3 以上の高齢者において「移送サービス（48.6%）」や「配食サービス（34.3%）」へのニーズが高いことが示されています。高齢者の移動支援に向けては、既存事業の対象者や助成内容を見直すとともに、多様な主体による助け合い活動の普及を図る必要があります。また、配食サービスについては、公的支援の必要性の検討に加え、民間事業者も含めた多様な主体による助け合い活動の創出が必要です。 一方、要介護１・２の家族介護者では不安や悩みを抱える割合が 67%を超え、その約７割が精神的負担を感じています。さらに、第２号被保険者からも家族の負担軽減策や利用制度に関する情報提供の充実を望む声が多く寄せられています。これらを踏まえ、地域包括支援センターの相談機能の充実や家族介護教室の実施を通じて、介護家族の負担軽減と情報提供に努めていくことが必要です。 また、在宅医療・介護の連携がスムーズに行われるための支援を推進するため、医療や介護の関係者と顔の見える関係づくりや専門職のスキルアップの支援を行い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備していくことが必要です。 各種福祉サービスを支える人材の確保はさらに困難となることが想定されるため、引き続き、介護人材の確保・定着に向けた取組が必要です。

第９期計画【現計画】の目標	第９期計画【現計画】進捗状況	主なアンケートの調査結果	国の新たな方向性 ※第 10 期介護保険事業計画の基本指針（案）より	課題の整理
基本目標３ 地域で支え合う仕組みづくり 【施策の方向性】 １　支え合い活動の推進 ２　認知症予防・ 共生に向けた取組	・支え合い活動の推進において、「はつらつシニアサポーターの養成、活動支援」を行い、サポーター養成講座を２回（受講者数 25 人）開催したほか、サポーターの活動継続やスキルアップに向けた研修を２回（延べ 41 人参加）実施し、修了した希望者には市が実施する介護予防事業等における職員の補助活動として従事する機会を設けました。 ・認知症予防・共生に向けた取組において、「認知症サポーターの養成、活動支援」を推進し、認知症サポーター養成講座を 20 回開催して年間 755 人（累計 11,159 人）のサポーターを新たに養成したほか、受講済みの者を対象としたステップアップ講座を１回開催し、９人が参加しました。	・【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査　問 36-3】「助けたいができない」44.0%、「助けたいと思う」の割合が 27.6%となっています。 ・【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査　問 53】「認知症基本法が成立したことを知らない」の割合が 65.5%と高くなっています。他の調査においても、「知らない」と答えた割合は 6 割を超えています。 ・【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査　問 54】認知症に関する相談窓口を「知らない」割合が 73.8%、要介護認定を持っている方の調査においても、半数以上の方が「知らない」と答えています。 ・【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査　問 55】認知症に関連する事業は、ほとんどの事業の認知度が２割に満たなく、認知度が低い状況となっています。	・認知症基本法及び認知症施策推進基本計画等を踏まえ、認知症の人の意思尊重や本人・家族等の意向への配慮、医療・介護・福祉の連携による切れ目のない支援体制の構築を推進することが示されています。 ・高齢者が地域で安心して暮らせるよう、住まいと一体となった生活支援の推進を図るとともに、成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護の取組を推進することが求められています。 ・身寄りのない高齢者等の多様な生活ニーズや地域課題に対応するため、多職種・多機関が連携し、地域全体で包括的な支援体制を構築することが求められています。	支援が必要な高齢者を「助けたい」「助けたいができない」と少なからず意欲があると回答した方は７割を超えており、活動内容や参加方法に関する情報発信を強化することで、地域の支え合い活動を活性化し、地域の担い手育成を推進していくことが必要です。 認知症に関する認知度の低さが浮き彫りとなっています。認知症基本法の成立を「知らない」割合が６割を超え、相談窓口を知らない層も７割以上、認知症関連事業の認知度も２割未満にとどまるなど、認知症に対する正しい理解の普及啓発に合わせて、相談窓口や各種事業の周知を徹底し、認知症の人やその家族を地域全体で温かく支え合う体制の充実を図っていくことが必要です。
基本目標４ 生きがいづくりと社会参加の推進 【施策の方向性】 １　地域での ふれあいづくりの推進 ２　社会貢献活動の推進	・地域でのふれあいづくりの推進において、「保育所（園）地域活動事業」を推進し、公立２箇所、私立 10 箇所の計 12 箇所の保育所（園）において、高齢者と保育所児童が各種行事を通じて世代間交流を図る活動を延べ 36 回実施しました。 ・社会貢献活動の推進において、社会福祉協議会への委託による「生活支援体制整備事業」を通じて、市内５圏域に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援ニーズの把握や、住民主体の助け合い活動・社会貢献活動の立ち上げ支援および地域資源とのマッチング活動を行いました。	・【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問 28⑨】会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますかについて「収入のある仕事」において、65～69 歳では、半数が収入のある仕事を週１回以上しています。一方でボランティア活動、サロン、百歳体操に参加していない人は８割をこえています。 ・【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問 29】地域住民の有志によるグループ活動に、参加者として参加してみたいと思いますかについて「参加したくない」の割合は 53.1%となっています。 ・【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問 29-1】参加したくない理由は、「特に理由はない」が 41.5%となっています。 ・【在宅介護実態調査 ２ 問４】今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとして「外出同行・移送サービス」が上位２つとなっています。	・地域の実情や地域類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）に応じたサービス提供体制・支援体制の構築を進めることが求められています。 ・介護サービス見込量の推計等に際し、家族等の就労継続の状況・意向や、介護者の負担軽減に配慮した相談支援を行うことが重要とされています。	65 歳から 69 歳の高齢者では半数が週１回以上「収入のある仕事」に就いている一方、ボランティア活動やサロン等の地域活動への未参加者は８割を超えています。さらに、地域有志のグループ活動に「参加したくない」割合が 53.1%を占め、その理由として「特に理由はない（41.5%）」や「人付き合いが苦手」が挙がるなど、身近な社会参加への関心や機会の創出が課題となっています。 他方で、年齢が低い層ほど「参加してもよい」とする割合が高く、活動団体の高齢化を防ぐ上でも、就業ニーズへの対応とあわせ、若年高齢者を新たな担い手として巻き込んでいくことが不可欠です。また、個人でも気軽に参加できる仕組みづくりや、関心・きっかけを生むアプローチが求められます。 あわせて、在宅生活の継続に向けた支援として「外出同行・移送サービス」へのニーズが高く、社会参加の場へ円滑に移動できるよう、交通手段の確保や移動支援の推進を図っていくことが必要です。

袖ケ浦市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画（骨子案）について

議題（1）資料1－3

第９期計画の目標【現計画】

基本目標１
介護予防と健康づくりの推進

＜施策の方向性＞
1　介護予防・重度化防止の推進
2　健康づくりの推進

基本目標２
住み慣れた地域での生活支援

＜施策の方向性＞
1　相談支援体制の充実
2　生活支援サービスの充実
3　介護保険サービスの充実
4　在宅医療・介護の連携
5　安心して暮らせるまちづくり
6　権利擁護施策の推進
7　介護人材の確保・定着支援

基本目標３
地域で支え合う仕組みづくり

＜施策の方向性＞
1　支え合い活動の推進
2　認知症予防・共生に向けた取組

基本目標４
生きがいづくりと社会参加の推進

＜施策の方向性＞
1　地域でのふれあいづくりの推進
2　社会貢献活動の推進

継承　継承　統合　再編　再編　再編　新規

第１０期計画の目標【新計画】

基本目標１
介護予防と健康づくりの推進【継承①】

＜施策の方向性＞
1　介護予防・重度化防止の推進【継承②・統合①】
2　健康づくりの推進【継承③】

基本目標２
在宅生活を支える生活支援・相談支援体制の充実【修正①】

＜施策の方向性＞
1　包括的な相談支援体制の強化【修正②】
2　医療と介護の連携体制の構築【継承③】
3　日常生活の継続を支える生活支援の充実【修正④】
4　介護保険サービスの充実【継承⑤】
5　介護人材の確保・定着支援【継承⑥】

基本目標３
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるコミュニティの形成

＜施策の方向性＞
1　地域主体の支え合い活動の活性化【再編①】
2　頼れる身寄りのない高齢者等の包括的な権利擁護の推進【再編②】

「第５章　認知症施策推進計画」を別章で策定

【新計画】の目標提案の理由

継承①　身体機能の低下と転倒リスクが高い高齢者が一定割合存在しているため、閉じこもり防止や身体機能の維持・向上に向けた介護予防と健康づくりを推進します。

継承②　口腔環境の改善により、低栄養又は肥満傾向等を改善し、フレイル予防につなげるため、「オーラルフレイル」の認知度と早期対策による生活の質（ＱＯＬ）の向上を図ります。

統合①　転倒リスクが高い高齢者が一定数存在しているため、各種事業の情報提供や参加促進を含め、介護予防・重度化防止施策として一体的に推進します。

継承③　前期高齢者の肥満予防と市内全域で割合が高い高血圧予防のため、健康づくりを推進します。

修正①　高齢者の在宅生活を継続するため、「相談支援」と「日常の生活支援」の２つの軸をより明確にして体系を強化・整理します。

修正②　地域包括支援センターの安定運営や職員のスキルアップにより家族への相談支援機能を充実させ、各センターやケアマネジャーを支援して包括的な相談体制を強化します。

継承③　在宅医療・介護・医療機関のスムーズな連携を推進するとともに、希望する医療・介護についての話し合いの啓発や専門職のスキルアップ支援を行います。

修正④　移送や配食サービスへの高いニーズを踏まえ、既存事業の見直しに加え、民間事業者、介護保険サービス、地域の助け合い活動などを視野に入れた効果的な活用・普及を推進します。

継承⑤　介護サービスを必要とする人が、心身の状態や生活環境に応じた適切なサービスを安心して利用できるよう、サービスの質の向上、提供体制の整備、在宅・施設サービスの連携強化など継続的に推進します。

継承⑥　介護保険サービス等を支える人材の確保はさらに困難となることが想定されることから、介護人材の確保・定着に向けた取組を推進します。

再編①　旧基本目標４の削除に伴い移設。身近な社会参加への関心や機会の創出と交通手段の確保や移動支援の推進の視点から再編・修正します。

再編②　独居や身寄りのない高齢者が増加しており、地域全体での支援ネットワーク構築が必要なため、コミュニティの視点から再編・修正します。

【別章】認知症基本法等を踏まえ、正しい知識の普及、相談窓口の周知、地域見守りや各種事業の周知、本人・家族を地域で支える体制の充実などを総合的かつ集中的に推進します。

議題（1）資料2

袖ケ浦市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画（分野別施策事業）案について

【新規】第 10 期計画から新たに掲載する事業

基本目標	施策の方向性	取　組　事　業
基本目標１ 介護予防と健康づくりの推進	（１）介護予防・重度化防止の推進	◇介護予防・生活支援サービス事業　◇介護予防普及啓発事業　◇袖ケ浦いきいき百歳体操 ◇地域介護予防活動支援事業　◇介護予防把握事業　◇地域リハビリテーション活動支援事業 ◇高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施　◆ｅスポーツ推進事業【新規】 【廃止】一般介護予防事業評価事業、老人福祉会館運営事業、市民活動情報サイトによる情報提供
	（２）健康づくりの推進	◇健康づくり支援センター管理事業　◇成人保健事業事務事業（生活習慣病予防講演会） ◇がん検診事業　◇予防接種事業 ◇成人・高齢者歯科保健事業　◇後期高齢者健康診査等の実施　◇人間ドック検診料の助成 ◇特定健康診査及び特定保健指導の実施 ◇総合型地域スポーツクラブ活性化事業　◇敬老事業（長寿祝金） 【廃止】健康づくり推進事業、健康相談事業
基本目標２ 在宅生活を支える生活支援・相談支援体制の充実	（１）包括的な相談支援体制の強化	◇地域包括支援センターによる相談体制の充実　◇重層的支援体制整備事業 ◇介護技術の講習や介護サービスなどの情報提供 ◇適切なケアマネジメントに向けた支援　◇自立相談支援事業 【廃止】地域包括支援センターの体制強化、エンディングサポート事業
	（２）在宅生活を支える医療と介護の連携体制の構築	◇在宅医療・介護連携推進事業
	（３）日常生活の継続を支える生活支援の充実	◇生活支援短期宿泊事業　◇はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業　◇理容師派遣事業 ◇紙おむつ等支給事業　◇高齢者等住宅整備資金貸付事業　◇老人保護措置事業（養護老人ホーム） ◇高齢者移動支援事業　◇移送サービス事業　◇一人暮らし高齢者宅防火診断 ◇木造住宅耐震化促進事業　◇世代間支え合い家族支援事業
	（４）介護保険サービスの充実	◇介護保険サービス事業所整備事業　◇介護サービス相談員派遣等事業　◇介護給付等費用適正化事業 【廃止】申請・届出の電子化による介護サービス事業者の負担軽減
	（５）介護人材の確保・定着支援	◇就業に対する動機付けへの支援　◇福祉教育の推進　◇介護人材確保育成支援事業
基本目標３ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるコミュニティの形成	（１）地域主体の支え合い活動の活性化	◇緊急通報システム等給付貸付事業　◇高齢者の見守り・徘徊への対応の実施 ◇高齢者見守り事業　◇介護施設等の防災活動に対する支援　◇避難行動要支援者の支援 ◇地域防犯体制強化事業　◇交通安全対策事業　◇消費生活相談・消費者意識啓発事業 ◇地域ケア会議の実施　◇はつらつシニアサポーターの養成、活動支援 ◇介護支援ボランティア事業　◇生活支援体制整備事業　◇ボランティアセンターの運営 ◇地区社会福祉協議会活動の運営　◇救急・救護体制の整備　◇シルバー人材センター支援事業 ◇シニアクラブ活動支援事業　◇地域ふれあいサロンの設置 ◇地域世代間交流事業（保育所（園）地域活動事業から事業名変更）　◇高齢者いきがい促進事業（高齢者学級） 【統合】高齢者等見守り事業に統合（救急医療情報キット配布事業、高齢者見守りネットワーク事業）
	（２）頼れる身寄りのない高齢者等の包括的な権利擁護の推進	◇高齢者虐待の防止と高齢者保護　◇成年後見制度利用支援事業　◇法人後見事業 ◇日常生活自立支援事業　◆終活情報登録事業【新規】

議題（２） 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

●**介護予防・日常生活支援総合事業**：高齢者が要介護状態等となることを予防したり、要介護状態等の軽減や悪化の防止、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援する事業。

●介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、新規指定が１件あったことから報告するものです。
なお、令和８年９月１日現在、第１号訪問事業（訪問介護相当サービス）については３８事業所、第１号訪問事業（訪問型サービスＡ）については５事業所、第１号通所事業（通所介護相当サービス）については３８事業所を指定。

【新規】

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			指定有効期間	
			法人名	代表者役職	代表者	指定開始日	指定終了日
ライフアテンダントリアンケア	千葉県袖ケ浦市奈良輪２－５－１３　出口ビル２階	第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）	株式会社アントレッドラパン	代表取締役	赤堀　明日香	令和8年7月1日	令和14年5月31日

議題（２）資料